

— 地区計画等の区域内における行為の届出書について —

～届出の手続き～

1 届出期間

工事着手の30日前までとなっています。

なお、建築確認申請を伴う場合には、確認申請前に届出の手続きを行ってください。

2 届出の場所

柳川市役所 建設部 都市計画課 都市計画係です。必要図書等を添付のうえ1部提出してください。

～届出が必要な行為と添付図書～

次の図面を添付してください。また、図面には、「地区整備計画」の「建築物等に関する事項」に定められた制限内に適合している状況を明記してください。

届出が必要な行為	添付図書
土地の区画形質の変更	位置図、設計図
建築物の新築、増築、改築、移転（※1）	位置図、面積表、配置図、各階平面図、立面図
工作物の建設	位置図、配置図、平面図、立面図
建築物等の用途の変更	位置図、配置図、平面図、立面図
建築物等の形態又は意匠の変更	位置図、配置図、立面図
木竹の伐採	位置図、区域図、施工図

※1 確認申請を伴わない増築等も含みます。

備考 _____で示された図書は法律により添付することが定められています。立面図は2面以上必要です。

立面図は建築物等の彩色が施された2面以上のものが必要です。

広告物の掲出を検討されている場合は、事前に協議をお願いします。

問い合わせ先

建設部 都市計画課 都市計画係
（柳川庁舎2F）TEL:0944-77-8552

区域内において高さ10m以上または延床面積500㎡以上の建築物の建築、工作物の建設等の行為をおこなう場合は、「景観条例」の事前協議、届出が必要になります。
詳しくは「都市計画課 都市計画係」へお尋ねください。

— 記 入 要 領 —

地区計画の区域内における行為の届出書

提出日を記入

令和 元 年 5 月 1 日

柳

実施される行為にチェックを入れてください。
下記表は行為の対象となる記入欄のみ記載してください。
〔土地の区画形質の変更であれば区域の面積のみです。〕

届出者 住所 柳川市三橋町正行431番地

氏名 柳川 太郎 印

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- ☐ (1) 土地の区画形質の変更
☒ (2) 建築物の建築又は工作物の建設
☐ (3) 建築物等の用途の変更
☐ (4) 建築物等の形態又は意匠の変更
☐ (5) 木材の伐採

について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 柳川市三橋町 △△△ 〇〇〇番地〇
2 行為の着手予定日 令和 元 年 7 月 1 日
3 行為の完了予定日 令和 元 年 10 月 31 日
4 設計又は施工方法

行為の対象となる記入欄のみ記載してください。

(1) 土地の区画形質の変更		区画の面積		㎡
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ)行為の種別	(建築物の建築 工作物の建設)	(新築・改築・増築・移転)	
	(ロ)設計の概要	届出部分	届出以外の部分	合 計
	i 敷地面積			<u>345.67</u> ㎡
	ii 建築	<u>123.45</u> ㎡	<u>0</u> ㎡	<u>123.45</u> ㎡
	iii 延べ面積	<u>222.33</u> ㎡ (<u>100.00</u> ㎡)	<u>0</u> ㎡ (<u>0</u> ㎡)	<u>222.33</u> ㎡ (<u>100.00</u> ㎡)
	iv 高さ	地盤面から <u>10.30</u> m		
	v 緑化施設の面積	<u>—</u> ㎡		
	vi 用途	<u>店舗 併用 住宅</u>		
	vii 垣又は柵の構造	<u>コンクリートブロック2段 + メッシュフェンス (h=1,200)</u>		
(3) 建築物等の用途の変更		(イ)変更部分の延べ面積	(ロ)変更前の用途	(ハ)変更後の用途
		㎡		
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容		
(5) 木材の伐採		伐採面積	㎡	